

ノンイミгранト O-X (ロングステイ10年)

来館前に、必ず事前予約【VABO】<http://thaiconsulate-visa.jp/vabo/index.php/en/>を行ってください。

タイ王国大阪領事館は追加の書類を依頼することがあり、不備や不正な内容の申請を拒否する権限を有します。また、申請者が全ての書類を揃えていても、領事館はビザ発給を拒否する権限を有します。その際、ビザ発給拒否の理由については回答致しません。

申請時間：9時30分～11時30分－休館日はHP (www.thaiconsulate.jp)をご確認下さい。

受領時間：13時30分～15時00分－書類不備がなければ3営業日後（申請日を含む）の受領となります。

（タイ王国大阪総領事館のホームページに掲載されているビザを申請する際の注意事項に記載のある国籍保有者に関しましては、少なくとも45日～60日のビザ取得日数が必要です。）

入国回数	マルチプル
査証有効期間 (タイ入国日から)	5年
査証審査料	44,000円
必要なパスポート残存期間 (タイ入国日から)	1年6ヶ月以上

申請対象者

1. 満50歳以上
2. 日本国籍者 もしくは 日本の永住権所を持つ以下国籍
オーストラリア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、
スイス、イギリス、カナダ、アメリカ合衆国
3. タイ王国の入国禁止者リストに入っていないこと
4. 日本国または国籍を有する国・居住国においてタイの治安を脅かすような犯罪歴がないこと
5. 仏暦2535年の省令に定められる禁止疾患：ハンセン病・結核・麻薬中毒・象皮病・第三期梅毒に罹患していないこと
6. タイ王国内において就労活動を行わないこと

必要書類

1. ビザ申請用紙 (http://www.thaiconsulate.jp/files/user/visa_pdf/Application_Form.pdf) 3枚

2. 証明写真 3枚

- 6か月以内に撮影したカラー写真
- 申請用紙に貼り付けて提出
 - 縦4.5cm×横3.5cm
 - 真正面からカメラを向けて撮ること
 - 無地の明るい背景で撮ること
 - 自然な顔で口を閉じたままで撮ること（微笑まない、まゆをひそめない、眉を上げないこと）
 - 目をしっかり開くこと（サングラスや着色ガラスを付けないことおよび目に髪の毛が掛からないこと）
 - 写真にも人や物が入り込んでいないこと
 - ピントを合わせて影のないように撮ること
 - メガネに光が反射していないこと
 - 証明写真機やスタジオで撮影された高品質仕上げの証明写真

3. パスポート 原本 および コピー 3枚

- パスポートは未使用の査証欄が2ページ以上必要
- コピーはデータ面(顔写真のある面)をA4サイズで取ること
※日本国籍以外の申請者は、以下の資料も必要
- ①パスポート番号記載面・所持者サイン記載面 コピー 3枚
- ②在留カード 表裏コピー 3枚

4. 経歴書 (http://www.thaiconsulate.jp/files/user/visa_pdf/personal-history.pdf) 3部

全ての欄を記入し、申請者が署名したもの

5. 金融証明書(下記2項より1項) 原本 および コピー2部

- タイ国内にあるタイの銀行で発行した預金残高証明書 3,000,000 バーツ以上の預金額 および 預金通帳のコピー
 - タイ国内にあるタイの銀行で発行した預金残高証明書 1,800,000 バーツ以上の預金額 + 預金通帳のコピー および
収入を証明できる書類 1,200,000 バーツ以上の受給額(タイ入国後1年間は、タイの銀行に3,000,000 バーツ以上の残高を保持することが必要)
- 発行後1ヶ月以内

6. 無犯罪証明書 原本

- 要外務省認証(外務省大阪分室:06-6941-4700)(開封厳禁)
- 日本に永住権を持つ日本国籍以外の申請者は、日本および申請者の国籍のある国の所管庁発行の無犯罪証明書が必要
- 申請者の国籍のある国の所管庁発行の無犯罪証明書は、当該国外務省および駐日大使館もしくは総領事館による認証が必要
- 発行後3ヶ月以内

7. 国公立病院発行の健康診断書 英文原本 および コピー2部

- 禁止疾患:ハンセン病・結核・麻薬中毒・象皮病・第三期梅毒に罹患していないことを示す内容を含むもの
- 発行後3ヶ月以内
- 要外務省認証(外務省大阪分室:06-6941-4700)

8. タイ王国国内の保険会社により発行された医療保険証明書 原本 および コピー2部

- 外来患者の治療費40,000 バーツ以上、また入院患者の入院費400,000 バーツ以上保障される保険のみ
- 新型コロナウイルス感染症及び関連疾患の治療費を含む10万米ドル以上の治療補償額がある保険
- タイ滞在の期間中有効な保険
(右記ホームページ内記載の会社のみ有効 <https://longstay.tgia.org/companiesox>)

9. 英文または和文による航空券(eチケット) または フライト予約確認書 コピー3部

- 航空会社発行のもので、申請者名・便名・タイ入国日が確認できるもの

10. タイでの居住地を証明する書類 コピー3部

※退職者長期滞在ビザ Non-Immigrant O-X(Long Stay)は計10年間滞在可能なビザになりますが、当館では5年間滞在可能なビザのみ発給が可能であり、残り5年間はタイ国内にあるタイ王国入国管理局にて延長可能となります。

※タイ国内の銀行預金残高が3,000,000 バーツ以上の申請者又は配偶者の方は、タイ入国後1年間は残高が3,000,000 バーツを下回るような預金口座からの引き落としを行うことができません。ただし、入国日から1年経過した時点で引き落としは可能。引き落とし目的は、治療費の支払い、コンドミニアム購入、航空券購入、子供の学費支払いなど、タイ王国国内で発生する支払いのみに限ります。引き落とし後の預金残高は1,500,000 バーツ以上であることに限ります。

※タイ国内の銀行預金残高が1,800,000 バーツ以上で年1,200,000 バーツ以上の収入の申請書又は配偶者の方は、タイ入国後1年以内にタイ国内の預金口座に残高3,000,000 バーツ以上となる入金を行う必要があり、且つ1年間は引き落としはできません。ただし、入国日から1年経過した時点で、引き落としは可能。引き落とし目的は、治療費の支払い、コンドミニアム購入、航空券購入、子供の学費支払いなど、タイ王国国内で発生する支払いのみに限ります。引き落とし後の預金残高は1,500,000 バーツ以上であることに限ります。

※健康保険は1年間のみの保証となるため、タイ国内滞在期間内は、毎年更新手続きが必要です。